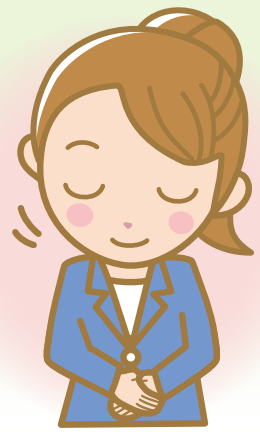


# 組合員の皆さまの 年金保険料率が変わります



平成27年9月から国家公務員共済制度における年金について、  
組合員の皆さまにご負担いただく率が **8.639%** (注) になります。

また、平成27年10月から上記の率に加えて新しく設けられる年金払い退職給付(退職等年金給付)について、組合員の皆さまに **0.75%を上限とする率** のご負担をいただくこととなります(具体的な率は、今年9月末までに定められる予定です。裏面をご参照ください)。

- (注)
- ・平成27年6月末現在、組合員の皆さまにご負担いただいている率は、8.462%です。
  - ・被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から組合員の皆さまも厚生年金保険に加入することとなります。
  - ・組合員の皆さまの厚生年金保険の保険料率は、法律において次のように定められています。

	平成27年10月 ～平成28年8月	平成28年9月 ～平成29年8月	平成29年9月 ～平成30年8月	平成30年9月～
保 険 料 率	17.278%	17.632%	17.986%	18.300%
うち組合員負担分	8.639%	8.816%	8.993%	9.150%

## ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ご負担いただく保険料と給付の関係【イメージ】 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(平成27年9月まで)

(職域部分)

**共済年金**

**国民年金**  
(基礎年金)

平成27年9月までの保険料(組合員負担分+事業主負担分)が対象とする給付

(平成27年10月以降)

**退職等年金給付**

平成27年10月以降の退職等年金給付の保険料(組合員負担分+事業主負担分)が対象とする給付(裏面参照)

+

**厚生年金**

**国民年金**  
(基礎年金)

平成27年10月以降の厚生年金保険料(組合員負担分+事業主負担分)が対象とする給付

※ 平成27年9月までの組合員期間を有する方は、厚生年金と国民年金のほか、同月までの組合員期間を基礎とする職域部分(3階部分)も受給することができます

## 国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
☎03-3222-1841(代表) <http://www.kkr.or.jp/>

平成27年10月から  
**共済年金**は**厚生年金**へ

詳細はKKRホームページ

KKR被用者年金

検索

# 退職等年金給付の掛金率などについて



平成27年10月より年金払い退職給付（退職等年金給付）制度が創設されます（概要は、次のとおりです。詳しくはホームページをご覧ください）。

## 退職等年金給付の概要

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金。原則、65歳から受給。有期年金については20年または10年受給を選択（有期年金については一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族が一時金として受給。
- 財政運営は積立方式。
- 公務に基づく負傷または病気により、障害の状態になった場合や死亡した場合には、公務上障害年金または公務上遺族年金を受給。

下の図でお示しする退職等年金給付の給付設計に必要な「掛金率」、「付与率」、「基準利率」、「終身年金現価率」と「有期年金現価率」については、平成27年9月末までに財務大臣の認可を受けた上で、連合会の定款で定めることとされています。

なお、これらにつきましては、確定次第、皆さまへご報告させていただきます。

